

愛媛県産業技術研究所における公的研究費に係る内部監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県科学研究費補助金等特定外部資金取扱要綱第12条第2項の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所における公的研究費（競争的研究費）（県要綱第2条に定める特定外部資金をいう。以下同じ。）に係る内部監査（以下「監査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 監査は、公的研究費の執行状況及び管理体制の検証を行うことによって、経理の適正な執行を図ることを目的とする。

(監査員及び監査責任者)

第3条 愛媛県産業技術研究所長（以下「所長」という。）は、公的研究費に直接かかわっていない職員のうちから2名以上の監査員を指名するものとする。

2 前項に規定する監査員のうち、1名以上は企画管理部職員の中から指名しなければならない。

3 所長は、監査責任者を置くものとし、第1項に規定する監査員の中から所長が指名する者をもって充てる。

4 監査責任者は、監査員を指揮するとともに、監査を総括する。

5 監査員は監事等との連携を強化し、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理について定期的に意見交換を行う。

(監査員の権限等)

第4条 監査員の権限は次の各号のとおりとする。

(1) 監査対象事業の関係者（以下「監査対象者」という。）に対し、諸帳簿及び諸資料（以下「証拠書類」という。）の提出並びに事実の説明及び報告その他監査の実施上必要な要求を行うこと

(2) 必要に応じて、監査対象者以外の者に対し、立会、意見等を要求すること

2 前項の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否又は虚偽の回答をしてはならない。

(監査員の遵守事項)

第5条 監査員は次の各号を遵守しなければならない。

(1) 監査はすべて事実に基づいて行い、その判断及び意見の表明を行うに当たっては、公正不偏の態度を保持しなければならない。

(2) 監査により知り得た事項を他に漏らしたり、自ら利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(3) 監査の実施及び監査記録並びに報告書の作成については、監査の重要性に鑑み、十分な注意を持って行わなければならない。

(監査の実施)

第6条 監査は、公的研究費の交付対象事業ごとに少なくとも年1回、証拠書類の確認等により行う。

2 前項の規定にかかわらず、監査員は、必要があると認めるときは、実際の公的研究費の使用状況や納品状況等の事実関係を関係者への質問・聴取、証拠書類と現物との実査等により厳密な調査を行うことができる。

3 監査員は、第1項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも監査をすることができる。

4 監査員は、所長から監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

(監査対象年度)

第7条 監査は、当該監査実施の前年度執行分を対象とすることを基本とし、必要に応じ他の年度執行分についても対象とする。

(監査の通知)

第8条 監査責任者は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ当該監査の対象とする研究部所の長（以下「所属長」という。）に対して、監査期日及び監査員の職名・氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(監査の報告)

第9条 監査責任者は、監査終了後、監査員の報告を取りまとめ、速やかに監査報告書を作成し、所長に提出しなければならない。

2 監査責任者は、所長に報告した監査結果について、所属長に通知しなければならない。

(改善の措置)

第10条 所長は、監査の結果により公的研究費の執行について必要な是正改善の措置を講じるものとする。

2 所属長は、是正改善の措置を求められたときは、直ちにその措置を講じるとともに、その結果を所長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月9日から施行する。